報　道　資　料

静岡市

（2025年6月16日）

◆件名	国民健康保険 高額療養費の支給漏れ
◆覚知日	2025年5月23日（金曜日）
◆概要	・国民健康保険の高額療養費制度は、医療機関などで支払った医療費が1カ月あたりの自己負担限度額を超えた場合に、超えた分が後から払い戻される(償還される)制度です。 ・償還を受けるためには、各区役所の保険年金課への申請が必要で、静岡市では、被保険者の負担を軽減するために、一度申請いただければ、以降は高額療養費の該当がある都度、療養費を自動的に支給(登録口座への振込)する「自動償還払い」を2022年度から始めました。 ・この自動償還払い対象者の一部（17世帯 2,203,082円）に、高額療養費を支給できていないことが判明しました。
◆経緯と対応状況	5月23日　自動償還払い対象者からの葵区役所保険年金課への問い合わせにより支給漏れを覚知 ～6月5日　調査を行い、その他の支給漏れを把握 6月12日　支給漏れ対象者にお詫び文書を発送
◆原因	・自動償還払い対象者への支給は、高額療養費該当の都度、該当者情報を保険年金管理課から各区の保険年金課へ伝達し、各保険年金課が支給決定を行います。また、不正受給を防ぐ目的で、自動償還払い対象者の高額療養費の額が 10 万円以上の場合、保険年金管理課は医療費の自己負担分の未払い有無を、医療機関に照会します。 保険年金管理課は各保険年金課へ照会対象者の情報を伝達し、照会期間中、各保険年金課はシステム上支給を保留します。未払いがないことが確認できた後、保険年金管理課からの伝達を受け、各保険年金課はシステムにて支給保留の解除を行います。 ・保険年金管理課が各保険年金課への照会結果の伝達を失念したこと(10 世帯 1,136,387 円)、各保険年金課が保留状態の解除を失念したこと(7 世帯 1,066,695 円）により、支給漏れが発生しました。 ・自動償還払いに関するマニュアルに医療機関への照会業務の手順に関する具体的な記載がなく、また、支給漏れをチェックするための支給保留者リストもなかったため、支給保留者の処理状況の管理を徹底できていませんでした。
◆今後の対応	【対象世帯への高額療養費の支給】 ６月下旬までに振り込ませていただく予定です。 【再発防止策】 照会業務の手順や管理方法を見直し、新たなマニュアルを作成するなど、事務処理を徹底します。
◆問い合わせ	保健福祉長寿局 保険年金管理課　望月・太田　電話番号　054-221-1539

※別紙資料　無